

5 専門家の育成等 ⑩発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。
研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期間 5日間 年2回
対象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期間 5日間 年2回
対象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー

全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期間 4日間 年2回
対象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期間 5日間 年2回
対象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の精神医療機関の医師等

発達障害者支援の推進に係る 検討会報告書の概要

発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

- 発達障害者については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野と連携して対応能力の向上を図ることが必要
- 適切な支援を行うことにより期待できる効果
 - ・適切な人間関係の構築
 - ・二次的な障害の防止
 - ・自立・社会参加

発達障害者支援における課題

(1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

① 気づき

- ・信頼のおける情報提供の充実
- ・確実なフォローの実施や専門的な人材によるバックアップ体制の確立

② 診断前支援

- ・日常生活の中で生じている問題の整理や、その時点で取り組むことができる具体的な対処方法の提示等の支援の充実

③ 診断

- ・専門的な医師を確保するための発達障害の診断に係る人材の養成の強化
- ・診断後の家族に対する、社会的及び心理的な孤立を防ぐための支援体制の確立(ペアレントメンター等)

④ アセスメントやモニタリング

- ・各分野共通の視点から行うアセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成

⑤ 支援

- ・効果等を客観的に検証した支援手法の整備や普及
- ・当事者とその家族自身の問題解決能力を高めるための支援体制の確立や人材の養成

18

- ・老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援に関する支援モデルの開発

⑥ 連携

- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

(2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

① 直接処遇職員(=保育所、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の職員)

- ・当事者とその家族に対する基本的な支援や専門的な支援を行う機関への相談及び紹介ができること
- ・適切な研修への積極的な参加や、必要に応じて連絡の取れる体制の確保

② 発達障害について専門的な支援を行う者(=医療機関、保健所、教育センター、障害者職業センター等で専門的な支援を行う者)

- ・信頼のおける情報を把握し、的確な助言が行えること
- ・適切な情報の収集や研修の参加、ケースカンファレンスの実施等による助言技術の向上

③ 発達障害者支援センター

- ・当事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供できること
- ・都道府県等の全体の状況把握
- ・家族同士で相談や情報交換を行うピア・カウンセリングやペアレントメンターの養成について検討

④ 市町村

- ・個別の支援計画の提供や人材の育成、住民に対する普及啓発等の実施
- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

⑤ 都道府県・指定都市

- ・人材の育成や住民に対する普及啓発等の実施
- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

⑥ 国

- ・支援手法の開発や研究、専門的な人材の養成、普及啓発の推進
- ・発達障害情報センターと文部科学省の発達障害教育情報センターとの連携強化

19

今後の対応の方向性

(1)地域支援体制の整備

- 市町村等において発達障害者に対する個別の支援計画作成と活用が推進されるよう発達障害者支援センターが必要に応じてサポートを行う体制の整備
- 発達障害者支援センターは、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関として位置付けを明確化
- 就労支援における「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施等による体制を強化

(2)支援手法の開発

- 有効な支援手法の整備と普及の推進
- 特に不足している青年期・成人期における支援モデルの開発

(3)調査・研究

- 研究を推進するための評価尺度の開発
- 発達障害に関するデータベースの構築

(4)人材の育成

- 医療・保健・福祉・教育・労働等各分野共通のテキスト等を作成
- 実地研修による専門的人材の育成
- 発達障害者の家族をペアレントメンターとして養成

(5)情報提供・普及啓発

- 発達障害情報センター、発達障害教育情報センターにおける情報収集、分析、発信の強化
- 発達障害者支援に関わる省府間の緊密な連携の強化